

2021年7月13日

広島県福山市神辺町川南 1110-1  
株式会社サンエス  
取締役専務執行役員  
繊維部門長 妹尾 均

## NHK「逆転人生」放送に関するご報告

7月12日放送のNHK「逆転人生」にて、株式会社空調服に関する番組が放映されましたが、内容について、弊社が認識しているものとは大きな隔たりがあり、また番組放映前に、弊社へのNHKからの取材・申し入れはなく、一方的な主張で、承服しかねる内容であり、困惑しております。弊社といたしましては、以下の通り、皆様へご報告させていただきます。

当初、株式会社空調服は、弊社をはじめ、多くの会社宛に案（アイデア）を商品化する案内を出されておりました。放送で紹介されました通り、株式会社空調服の案は「生理クーラー理論」を利用したものではありませんが、当初の企画商品は、現在の商品とは違い、衣服内の熱い空気を外に逃がす、吐き出し型ファンを採用したものであり、弊社では自社費用負担のもと、独自に商品の研究を行い、現在の吸い込み型ファンとなりました。その後、弊社は、株式会社空調服の意見を踏まえて開発を進め、ファン付きウェアを商品化し、販売をしてまいりましたが、各社それぞれの品番（「KU90550」等のサンエス品番と、「P-500B」等のセフト品番）を付して商品化する流れとなりました。

放送の中で、弊社の株式会社空調服に対する訴訟問題を取り上げられておりましたが、弊社が、株式会社空調服の「生理クーラー理論」に関する技術に対して訴訟を起こした事実はなく、あくまでも弊社が開発、商品化し、販売をしておりました定番カタログ掲載の既存のユニフォームウェア商品を基にデザインしたファン付きウェアを、株式会社空調服が契約終了後にも同じ品番・同じデザインにて販売をされておりましたので、お客様の混乱を招く恐れがあるため、誠に不本意ながら裁判を起こさせていただいたものです。当件につきましては、弊社のホームページに事実を掲載させて頂いております通りであり、第1審判決に対して控訴をした頃より、ファン付きウェア業界も第三者の参入が進み、また、弊社や株式会社空調服のラインナップも大きく変わり、当初のファン付きウェアについて係争を継続することの意味が薄れてきました。そこで、弊社は控訴を取り下げることにいたしました。

2019年には、弊社独自ブランド「空調風神服®」の商標に関して、株式会社空調服より、商標登録取消しを求める審判請求や訴訟を起こされましたが、特許庁や裁判所より弊社勝訴の判断がなされて、現在に至っています。また、上記審判請求の翌日には、株式会社空

調服が、上記に直接関係のない弊社の仕入先・取引先に対して、「株式会社サンエスに対する「不正使用取消審判請求」のお知らせ」と題する書面や「資料の送付について」と題する書面を送付したため、多数の販売店等からの問い合わせや苦情が原告に殺到するなどしたこともございます。NHKが、このような事実について弊社への取材等を行わずに、一方当事者の一方的主張のみをドラマ仕立てにした番組を放送したことは、地上波を一企業の利益に偏する態様で使用したものと評価せざるを得ず、極めて残念でなりません。

本文はまずもって当放送にて誤認のありました裁判の争点について、事実を皆様にお伝えすべく公開させていただきます。株式会社空調服と弊社間におけるその他の関連事項につきましては、改めまして近日情報を公開させていただきます。

いずれにいたしましても、空調風神服をご着用いただいておりますお客様、ならびに弊社とご関係にある企業様におかれましては、本放送によりお騒がせしております事、お詫び申し上げます。

今後とも、当社独自ブランド「空調風神服®」をご愛好賜りますようお願い申し上げます。

以上